

商品概要説明書

当座貯金

(令和元年 10 月 1 日現在)

商品名	・当座貯金一般
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭で備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融共済部（電話：025-793-1399）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none">・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。・当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払義務を負いません。・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当 J A へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 11 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。・呈示された手形、小切手は、呈示日の 14 時まで当座勘定に受け入れた、または振込みされた資金により支払います。ただし 14 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものと、

	この取扱いによって生じた損害については、当 J A は責任を負いません。
--	--------------------------------------

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 北魚沼